○厚生労働省告示第三百三十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十五年十月四日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十月四日

厚生労働大臣　田村　憲久

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
特定非営利活動法人PCNET	北海道札幌市中央区南一条東二丁目三番地二	髙橋　貴明	北海道札幌市中央区南一条東二丁目三番地二 北海道札幌市北区北三十一条西四丁目二番地五

○農林水産省告示第二千五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県出雲市平田町字横撫五三三の四、字城ノ前六一九五の一、六一九六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県江津市松川町長良五二一、五二一の一、五二三、五二三の一、五二三の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町雪田一五九九の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町今市二七〇の二、二七一、一二一〇の一、一二一〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町久喜九三二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町左鐙字向一九九七の一、字高橋一九九九の三、一九九九の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町左鐙字家ノ平二三八〇の八、字向二四一六の五、字九石溢二四二一、二四二一の一、二四二一の五、字カツラ薮二四二三の一、二四二三の二、二四二三の三、字後ヶ溢二四二六の一、二四二六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月四日

農林水産大臣　林　芳正